

学校いじめ防止基本方針

**文京区立本郷台中学校
～学校いじめ防止対策委員会～**

令和5年4月1日 更新

～はじめに～

＜本校の教育目標＞

- 自ら学び、考え、行動する生徒
- 互いを思いやり、尊重し合える生徒
- 豊かな心をもち、心身ともに健康な生徒

この教育目標を達成するために、心身ともに健全な生徒を育成することは、本校の重要な使命かつ課題である。いじめ問題は、教育目標達成に対する大きな課題であるとともに、生徒の人間形成と人権尊重の精神の育成の上でも極めて重要な問題である。

本校ではこれまで、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、いじめの未然防止、早期発見と早期対応に努めてきたところである。

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」に伴い、改めていじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定する。

1. いじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

【「いじめ防止対策推進法」 第1章総則 第2条より（平成25年9月施行）】

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起きた場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

- 「児童生徒」とは、学校に在籍する児童または生徒を指す
- 「一定の人間関係にある者」とは学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係にある者を指す
- 「心理的な攻撃」とは、「仲間はずし」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む
※LINEやfacebook、Twitter、Instagramを中心としたSNS上など、インターネットを通じて行われるものも含む
- 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを指す
※ただし、「けんか等」は除く

2. 本校のいじめに対する基本姿勢

(1) いじめ根絶3原則

いじめを「しない」「させない」「許さない」

- いじめを受ける側の立場や気持ちを考えて相手が誰であってもいじめを行ってはならない
- いじめという人権侵害の行為を友達や周囲の人にさせてはならない
- いじめを絶対に許してはならない、また見て見ぬ振りもしてはならない

本校の学校目標に基づき、生徒の心身の健全育成が図れるよう『いじめを「しない」「させない」「許さない』』を基本姿勢とし、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4本柱を適切に実行し、『いじめのない学校づくり』を目指す。

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑩は、本校におけるいじめ問題についての基本的な認識と考える。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。(傍観者も同様である)
- ③ いじめは、生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、解決後も注意が必要であり、継続的な観察、指導が必要である。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、教員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもあり、その様態は様々である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校・家庭・関係機関・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

現状のいじめの実態は複雑化しており、関係者以外からは見えにくいものとなっている。加害者と被害者が入れ替わるケース、傍観者でいることが許されずいじめる側に荷担するケース、友だち同士のけんかやからかいがエスカレートしていじめに発展するケース、S N S 等での誹謗中傷など、その様態は様々である。したがって、先入観にとらわれることなく、生徒の心配な状況を察知したときは、この定義がそのまま該当しない場合であっても放置することなく、この基本方針に基づいて親身になって速やかに指導を行うことが重要である。

(3) いじめを生まない、許さない学校づくりのための姿勢

①いじめに関する生徒の理解を深める

文京区教育委員会が実施している「いのちと人権を考える月間（5月・12月）」、「ふれあい月間（6月・11月・2月）」、「ハートフルウィーク（9月）」、「道徳授業地区公開講座」等を通じて、生徒に対していじめは絶対に許されない行為であることを自覚するよう促す。

②生徒をいじめから守り、生徒のいじめの解決に向けた取り組みを促す

本校に設置されている教育相談室および配置されているスクールカウンセラーの活用、スクールソーシャルワーカーの関与、「中学生サミット連絡会」の実施、「いのちと心の授業」の実施、「ふれあい月間」を活用した実態調査の実施、「いじめに関する心のアンケート（6月・11月・2月）」、「ハートフルウィーク（9月）」の実施を通じて、いじめの早期発見に努め、生徒の自発的な取り組みを促す。

③教員の指導力の向上と組織的対応を進めるためチーム本郷台の力を発揮する

職層別等の研修会に参加し、いじめ問題への対応について「人権教育プログラム（学校教育編）」や「いじめ総合対策【第2次】（学校の取組編）」等いじめ問題に関する資料を活用した指導、助言を受け、教員の資質向上を図る。また、管理職および主幹教諭、生活指導主任を中心とした若手教員へのOJTを積極的に行い、チーム本郷台として組織的解決および対応力を向上させる。

④保護者・地域・関係機関と連携した取り組みを一層充実させる

家庭訪問や三者面談、日々の細かな家庭連絡を通して、保護者との情報共有を深めるとともに、校内・校外における生徒観察を充実させる。また、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察、青少年健全育成会、文京区青少年プラザ等との連携を一層緊密にし、いじめの防止等に対する取り組みを強化する。

(4) いじめの定義に対する共通理解

（☆文京区いじめ防止対策推進委本方針　いじめ対応マニュアル）

全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階で、いじめに気付くことができるようになる。そして、「加害の子どもがいじめを意図して行っていない行為」「偶発的な行為」「継続性がない行為」「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって、いじめを確実に認知する必要がある。

3. 学校における取り組み

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条）

本校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）」、東京都の「いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日都知事決定）」、文京区教育委員会の基本方針を参照し、本校の生徒の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定める。

(2) いじめの防止等のための組織等の設置（法第22条）

本校におけるいじめの防止および対応等に関する措置を実行的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織として、以下のような校内委員会とサポートチームを設置する。

①いじめ防止対策委員会

- 構成員・・・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、SSW
- 開 催・・・定例会（運営会議）および事案により臨時開催
- 内 容・・・いじめの早期発見をはじめ実態把握に関すること
いじめの防止等に関する対策の立案に関すること
いじめの事案への対応に関すること

②いじめ問題対策サポートチーム

- 構成員・・・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、スクールカウンセラー、SSWおよび地域関係者
*主任児童委員、スクールサポーター、児童福祉司等から校長が必要と依頼した者
- 開 催・・・事案により臨時開催
- 内 容・・・いじめ防止対策校内委員会の支援に関すること

(3) いじめの認知（☆文京区いじめ防止対策推進委本方針 いじめ対応マニュアル）

「学校いじめ防止対策委員会」は、構成員である校長の指示の下に、教職員から報告（心のアンケート結果など）があがつたすべての事例について、事実確認の方策について協議する。

「学校いじめ防止対策委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうか判断する（いじめの認知）

「学校いじめ対策委員会」がいじめを認知するにあたっては、一人一人の生徒の状況から「この子どもは苦痛に感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断する。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、子どもが感じる苦痛に着目して、背景にある事情を確認し、いじめに該当するかを判断しなければならない。また、行為を受けた子どもが苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することが必要である。

4. いじめの防止等に関する対応

本校は、文京区教育委員会と連携して、以下の(1)から(3)までに示す内容について、いじめの防止等に向けた効果的な対策に取り組むものとする。いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。

(1) 未然防止

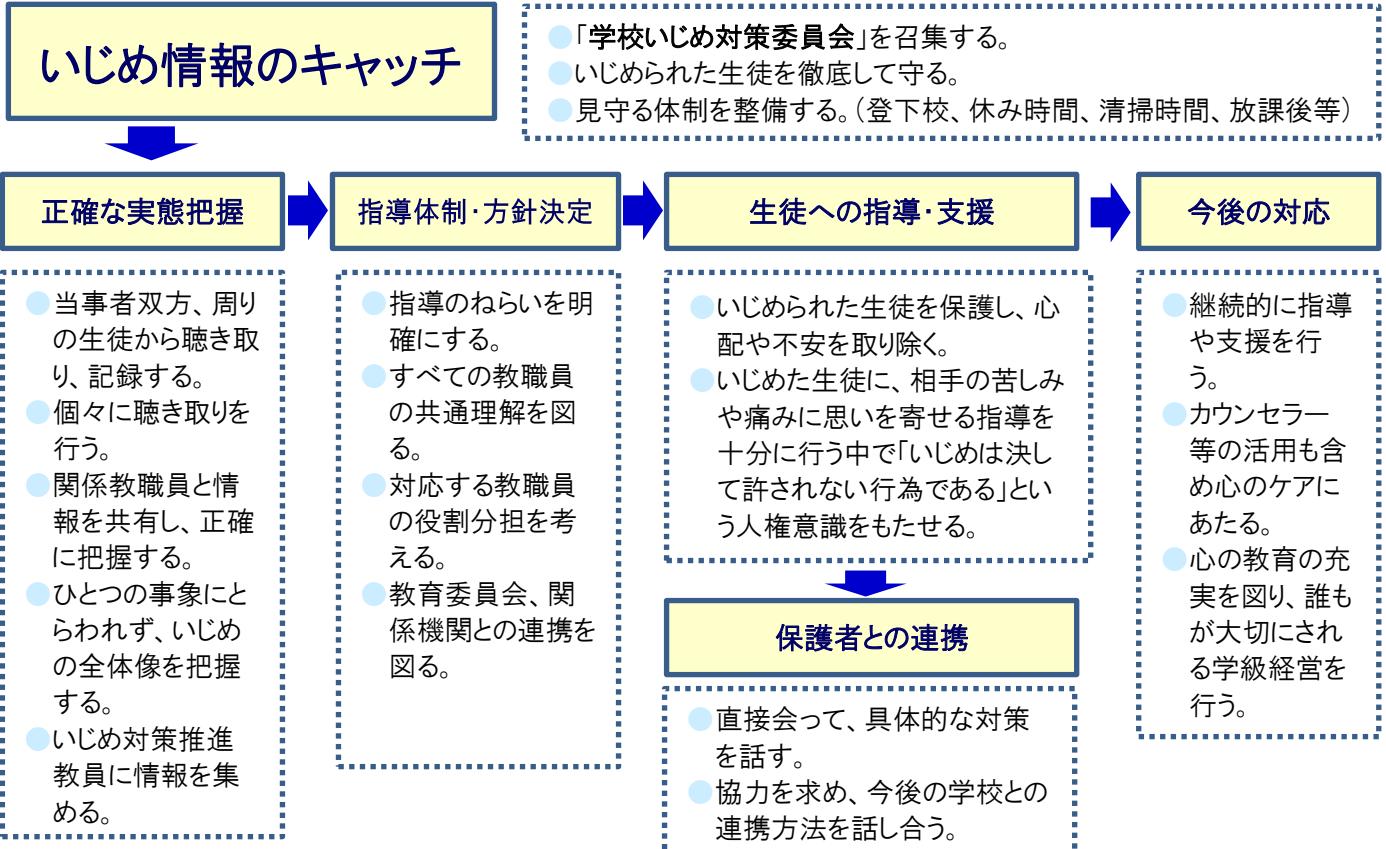
- 「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成するため、道徳に係る取組や人権教育の充実、読書活動などの推進を積極的に実施し、いじめに向かわない態度・能力・判断力を育成するとともに、心の成長を促す指導を充実させる。
- 生徒自ら適切な人間関係の築き方を学ぶ機会として、学級活動や行事・部活動・総合的な学習の時間における体験活動などの特別活動の充実を図る。
- 生徒自らが、いじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取り組みを推進することができるよう、校内研修の充実等を通じて教員の資質向上を図る。
- 生徒および保護者を対象としたいじめの防止等のための啓発活動の推進や家庭訪問、学年便りや学校便り等を通じた家庭との緊密な連携・協力関係の構築に努める。

(2) 早期発見

- いじめアンケート（年3回）や教育相談の充実を図り、いじめの実態把握と生徒がいじめを訴えやすい体制の整備を進める。
- アンケート（ハートフルウィーク）をもとに「二者面談」を実施する。状況によって保護者も含めた面談を実施し、家庭での様子を把握するとともに、初期段階でいじめに対応できるように努める。
- 学級経営を担任だけに任すのではなく、管理職をはじめ全教職員、スクールカウンセラー、支援員が授業中、休み時間中に校内巡回等を積極的に実施し、複層的な視点から生徒たちの変化をいち早く把握し、チーム本郷台の組織力で生徒たちに関わる。
- 保健室や教育相談室等の利用や教育センター電話相談窓口の周知等による相談体制を整備し、教職員全体によるいじめに関する情報の共有を図るとともに、保護者、地域からの情報提供や相談を受けやすい体制整備に努める。
- 学校非公式サイトやツイッターなどのネット上の個人情報の公開や特定の生徒への誹謗中傷をいち早く発見し解決に当たるため、東京都教育委員会からの情報提供だけでなく、教職員が定期的に監視し情報収集に努める。

(3) 早期対応

- いじめを発見した場合には、毅然とした態度でいじめを行った生徒へ指導するとともに、教職員全体で速やかに対応できるように、チーム本郷台としての組織体制を整備する。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全と安心を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を整備することと併せて、いじめを見ていた生徒が自分の問題としてとらえられるよう継続的な指導を行う。
- いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、速やかに警察との相談等関係機関や専門家等との相談・連携体制を整えるとともに、保護者会の開催などによる支援・助言や保護者との情報共有を進める。



<いじめ発見時の緊急対応>

- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴き取る場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等について慎重に配慮する。また、事実確認は、いじめられている生徒といじめている生徒を別の場所で実施する。
- 状況に応じて、いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。
- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確な事実把握に努める。なお、保護者対応は複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に説明する。また、聞き取った内容や説明した内容は必ず記録する。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、いじめ防止対策委員会の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を隨時行う。

<把握しなければいけない情報>

| | |
|--------------------------|--------------|
| ◆誰が誰をいじめているのか？ | 【加害者と被害者の確認】 |
| ◆いつ、どこで起こったのか？ | 【時間と場所の確認】 |
| ◆どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？ | 【内容】 |
| ◆いじめのきっかけは何か？ | 【背景と要因】 |
| ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ | 【期間】 |

5. ネット上のいじめの防止等に関する対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。未然防止には、生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応に努めるとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応する。

(1) ネット上でのいじめについて

ネット上のいじめ

- SNS や動画共有サイトなどのいじめ
- ブログでのいじめ
- メールでのいじめ
- 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

■ SNS から生じたいじめ

A 君が友達数人に限定したサイト(SNS)だから安心して、B 君の悪口を書き込んだ。それを C 君がコピーして他の掲示板に書き込み、B 君の知るところとなった。その後、同掲示板に A 君への誹謗中傷が大量に書き込まれた。

■ 動画共有サイトでのいじめ

A 君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていた。その様子は携帯電話でも撮影されていた。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿された。

特殊性による危険

◆ 匿名性により、自分だけは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

◆ 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
◆ スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性もある。

◆ 一度流出した個人情報は、回収することが困難であることだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

(2) 未然防止

学校での指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う必要がある。

- 生徒が利用するパソコンやスマートフォン等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためにルールづくりを行うこと、特にスマートフォンを持たせる必要性について検討するよう促す。
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を高める。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に深刻な影響を与えることを理解させる。
- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づいたときは躊躇なく問い合わせ、即座に学校へ相談するよう促す。

情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイ

セーフティ教室等を活用して、インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を実施する。

＜インターネットの特殊性を踏まえて＞

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みした人は特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できること

【生徒たちの心理】

匿名で書き込みができるなら…
自分だと分からなければ…
誰にも気づかれず、見られていないなら…
あの子がやっているなら…
動画共有サイトで目立ちたい…

(3) 早期発見・早期対応のために

書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を生徒、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。また、学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携に努める。

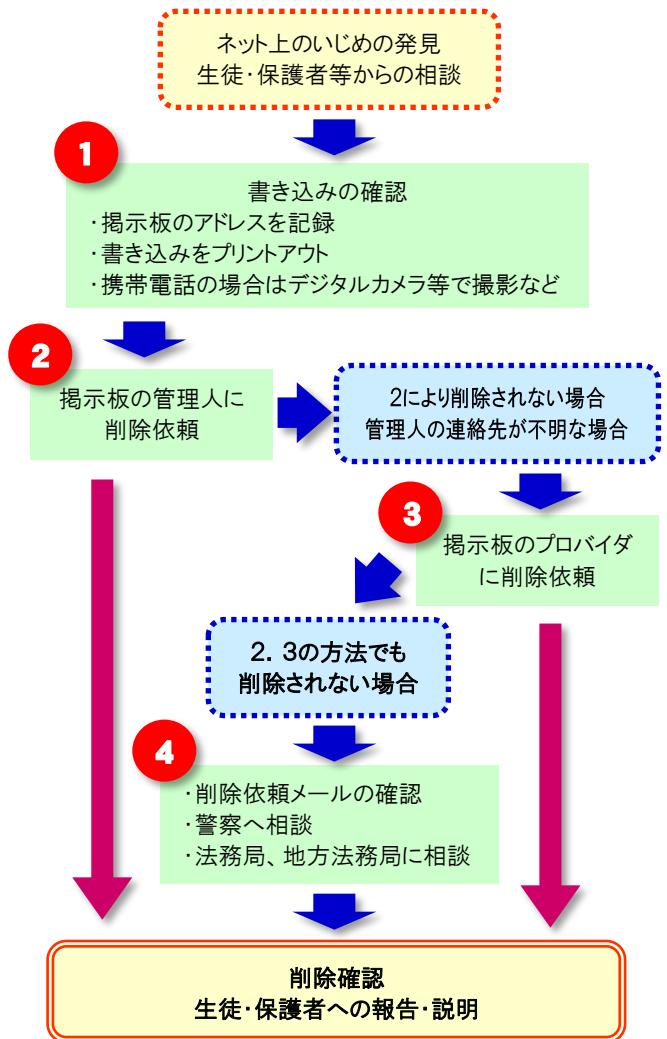
- ①書き込みや画像をアップロードすることに関して
- 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではない。
 - 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定される。
 - 書き込みが悪質な場合は犯罪となる。

②チェーンメール等を転送することに関して

- チェーンメールの内容は架空のものであり、転送しないことで不幸になったり、危害を加えられたりすることはない。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しない。

※情報機器およびアプリケーション等の開発により、新たないじめが発生する可能性がある。生徒をいじめから守るために、学校だけでなく家庭や保護者自身が常に危機意識をもち、情報収集に努める必要がある。

書き込み等の削除の手順(参考)



6. 重大事態への対処（法第28条）

いじめにより当該学校に在籍する生徒の「①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」、「②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」には、「重大事態」として対処するとともに、当該「重大事態」と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに文京区教育委員会あるいは本校の下に組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により当該「重大事態」に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

【いじめの防止等のための基本的な方針より】

①に該当する事案について

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- など

②に該当する事案について

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

①②に共通すること

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

【重大事態発生時の対応】

- (1) 教育委員会の対応→ 速やかに文京区教育委員会いじめ問題対策委員会を招集し、原因を究明する。
 - ① 教育委員会または本校が上記により調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒およびその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ② 教育委員会は、上記により本校が調査を行う場合において、調査および①による情報の提供について必要な指導および支援を行う。
 - ③ 教育委員会は、上記により調査を行う場合には、区長に速やかに情報を提供するとともに、調査結果を報告する。
 - ④ 区長は、上記③による調査結果の報告を受け、必要な場合は別に定める「いじめ問題調査委員会」を設け、再調査を行う。
 - ⑤ 区長および教育委員会は、④による調査の結果を踏まえ、自らの権限および責任において、当該調査にかかる重大事態への対処または当該重大事態との同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 本校の対応→ 速やかにいじめ問題対策サポートチームを招集し、原因を究明する。
- ① 本校は、重大事態が発生した場合、その旨を速やかに文京区教育委員会を通じて、区長に報告しなければならない。
 - ② 本校において重大事態を把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受けるよう努める。
 - ③ 被害生徒に対する担任またはスクールカウンセラーによる心のケアを実施する。
 - ④ 被害生徒に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護を別室で実施する。
 - ⑤ 被害生徒への配慮および周囲の生徒への配慮の観点から、通常学級ではなく別室での学習および指導を実施する。
 - ⑥ いじめの内容が暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署（本富士警察署）や児童相談所に相談し、連携して対応する。生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する。
 - ⑦ 加害生徒とその保護者に対して、再発防止に向けたきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く実施する。
 - ⑧ 加害生徒に対して指導の効果が上がらず、他の生徒の心身の安全が保障されないと判断した場合は、出席停止の措置（※）を含めた対応を考える。【学校教育法第35条】
※出席停止の制度は本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているもの。
 - ⑨ 個人情報の取り扱いや懲戒、出席停止の運用等については、事前に法的な観点から問題がないかを確認するなど、適切な対応が求められることから、東京都教育相談センターに設置している「いじめ等の問題解決支援チーム（※）」を積極的に活用する。
※弁護士、精神科医、臨床心理士等の専門家から構成される、学校だけでは解決困難ないじめの早期解決を図るために組織。【平成24年12月に設置】
 - ⑩ 学校は、積極的に説明責任を果たす必要があること、また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要があることから、教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明する。

【教育基本法第一条（教育の目的）】

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的・自立的・創造的・協同的・批判的・実践的・開拓的・進歩的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

【学校教育法第35条】

- 1 公立の中学校において、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の生徒の教育の妨げがあると認める生徒があるとき、市町村の教育委員会は、その保護者に対して、生徒の出席停止を命じることができる。
 - 一. 他の生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
 - 二. 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - 三. 施設又は整備を破損する行為
 - 四. 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手続きに関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

いじめ指導記録

| | | | |
|---------------------------------|---------------|---|---------------|
| 作成日 | | 作成者 | |
| 平成 年 月 日() | | 主幹・主任・教諭 氏名 | |
| 生徒氏名 | | 年 組 氏名 | |
| 生徒の立場について 【 】に○をつける | | | |
| 【 】 いじめを受けている（被害者） | | 【 】 いじめを行っている（加害者） | |
| いじめの様子・内容について、以下を簡潔に箇条書きにする | | | |
| い じ め に つ い て | ①いじめの様態 | <input type="checkbox"/> 冷やかし、からかい、悪口、脅し <input type="checkbox"/> 仲間外れ、無視 <input type="checkbox"/> 金品の強要 <input type="checkbox"/> 軽度な暴力 <input type="checkbox"/> 重度な暴力 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 物を壊す・隠す <input type="checkbox"/> 恥ずかしいこと、怖がる・嫌がることの強要 | |
| | ②当該生徒の状況 | | |
| | ③周囲の生徒との関わり | | |
| | ④保護者の状況 | | |
| | ⑤いじめの発端や状況 | | |
| 指導の経緯（簡潔に） 詳細は別紙プリントで提出でも可 | | | |
| 月 日 | いじめを受けた生徒に対して | | いじめを行った生徒に対して |
| | 生徒氏名 | | 生徒氏名 |
| | | | |